

## 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律」の成立についての声明

令和元年6月7日、第198回国会において、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「本法律」という。）が全会一致で可決・成立し、6月14日に公布されました。これまで、成年後見制度の利用者であることは、数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされてきました。本法律では、200近くの法律において規定されていたこれらの欠格条項が見直されました。

公益社団法人日本社会福祉士会（以下、「本会」という。）は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。成年後見制度が財産管理のみならず、本人の生活や身上保護からも重要な制度であることから、担い手として実践できる専門職を養成・支援している団体として、何らかの欠格条項が存在し続けていることについては問題意識をもっており、2010年にも「成年後見制度とその運用の改善に関する意見」のなかで、「多くの欠格事由が存在するが、後見（保佐）類型であることをもってこれらの権利を自動的に失うべきではなく、個別に検討されるべきものである」としており、本法律の成立は長く願ってきたものであり、高く評価できます。

今回の見直しでは、必要に応じて資格等に相応しい能力の有無を判断するための個別審査規定を整備することとしていますので、改正後も、個別審査規定の適正な運用を通じて、資格等を有する者がそれに相応しい能力を備えていることが担保されることとなります。参議院・内閣府委員会によって示された付帯決議（成年後見制度利用促進基本計画との関係における適切な措置を講ずること等）をしっかりと理解し、個別審査によって障害のある人がより排除されることのないよう、本会は、各都道府県社会福祉士会とともに取り組んでいく所存です。

2019年7月22日

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久